

保安第51号
令和2年6月4日

各 所 属 長 殿

青森県警察本部長

動物の愛護及び管理に関する法律等の一部を改正する法律の施行について
動物の愛護及び管理に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第39号。以下「改正法」という。）が令和元年6月19日に公布され、その一部が、本年6月1日から施行されたので、法の適用上遺漏のないようにされたい。

なお、本通達において、改正法による改正前の動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）を「旧法」、改正法による改正後の動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）を「新法」という。

記

1 改正法制定の趣旨

平成25年に旧法の一部改正が行われてから5年以上が経過し、この間の同法の施行状況を踏まえ、動物の愛護及び管理のより一層の推進を図るため、議員立法により、改正法が制定された。

2 主な改正の概要

(1) 動物の所有者等が遵守すべき責務規定の明確化

動物の所有者又は占有者は、その動物について環境大臣が定める基準を遵守しなければならないこととされた（新法第7条）。

(2) 第一種動物取扱業による適正飼養等の促進等

ア 登録拒否事由の追加

都道府県知事（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市（以下「指定都市」という。）にあっては、その長とする。（5）を除き、以下同じ。）が第一種動物取扱業の登録を拒否しなければならない要件として次に掲げる事由が追加され、また、旧法において登録拒否に係る期間が2年であったものがいずれも5年に改められた（新法第12条第1項）。

(ア) 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者

(イ) 外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号（動物の輸出入に係る違反に限る。）、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）又は特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成16年法律第78号）の規定により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者

(ウ) 暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

- (エ) 第一種動物取扱業に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認め
るに足りる相当の理由がある者
- (オ) 法人又は個人の使用人のうちに登録拒否事由に該当する者のある者

イ 帳簿の備付け等に係る義務の対象の拡大

旧法では犬猫等販売業者に対してのみ、環境省令で定めるところにより帳簿の備付け及び都道府県知事への報告が義務付けられていたところ、新法では、その対象が第一種動物取扱業者のうち動物の販売、貸出し、展示その他政令で定める取扱いを業として営む者に拡大された（第21条の5第1項、同第2項）。

この規定に違反して、帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかった者や、規定による届け出をせず、又は虚偽の届け出をした者は、20万円以下の過料に処することとされた（新法第49条第2号、同第1号）。

(3) 動物の適正飼養のための規制の強化

ア 都道府県知事による不適正飼養にかかる指導等の拡充

(ア) 旧法では、都道府県知事は、多数の動物の飼養又は保管に起因した騒音又は悪臭の発生、動物の毛の飛散、多数の昆虫の発生等によって周辺的生活環境が損なわれている事態として環境省令で定める事態が生じていると認めるときは、当該事態を生じさせている者に対する勧告や、勧告に従わなかった場合の命令ができることとされていたところ、新法では、その原因について「多数の」という限定が削除され、また、勧告に加えて、必要な指導又は助言をすることができることとされた（新法第25条第1項から第3項）。

(イ) 旧法では、都道府県知事は、多数の動物の飼養又は保管が適正でないことに起因して動物が衰弱する等の虐待を受けるおそれがある事態として環境省令で定める事態が生じていると認めるときは、当該事態を生じさせている者に対する措置命令又は勧告ができることとされていたところ、新法では、その原因について「多数の」という限定が削除された（新法第25条第4項）。

(ウ) 新法では、都道府県知事は、上記の勧告及び命令を行うのに必要な限度において、動物の飼養者・保管者に対し、飼養・保管状況その他必要な事項に関する報告を求め、当該動物の飼養・保管に係る場所立ち入り、飼養施設その他の物件を検査させることができることとされた（新法第25条第5項）。

なお、この規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又はこの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、20万円以下の罰金に処することとされた（新法第47条の2）。

イ 特定動物に関する規制の強化

旧法では、人の生命、身体又は財産に害を加えるおそれがある動物として政令で定める動物を「特定動物」としていたところ、新法では、その範囲を拡大し、その動物が交雑することにより生じた動物も「特定動物」として扱うこととされ、愛玩等の目的での飼養又は保管が禁止された（新法第25条の2）。

この規定に違反して特定動物を飼養し、又は保管した者は、6月以下の懲役又は100万円以下の罰金に処することとされた（新法第45条第1号）。

(4) 動物虐待等に対する罰則の強化

ア 愛護動物をみだりに殺し、又は傷つけた者に対する法定刑について、5年以

下の懲役又は500万円以下の罰金に引き上げられた（新法第44条第1項）。

イ 愛護動物に対する虐待を行った者に対する法定刑について、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に引き上げられ、また、虐待行為の例示として下記が加えられた（新法第44条第2項）。

(ア) その身体に外傷が生じるおそれのある暴行を加え、又はそのおそれのある行為をさせること

(イ) 飼養密度が著しく適性を欠いた状態で愛護動物を飼養し、又は保管することにより衰弱させること

ウ 愛護動物を遺棄した者に対する法定刑について、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に引き上げられた（新法第44条第3項）。

(5) 獣医師による虐待通報の義務化

獣医師による虐待通報の努力義務が義務化され、新法では、獣医師は、みだりに殺傷又は虐待を受けたと思われる動物を発見した際に、遅滞なく都道府県知事その他の関係機関に通報しなければならないこととされた（新法第41条の2）。

3 取締り上の留意事項

(1) 動物虐待・殺傷事犯の対応

動物の虐待・殺傷事犯は社会的反響の大きい事犯であり、特に、刃物等凶器使用による悪質な動物殺傷事犯については、国民の不安感につながりかねないものであることから、迅速な捜査により被疑者の検挙につなげ、続発防止を図ること。

また、動物虐待については、新法第44条第2項で虐待の例示がなされているものの、個々の行為が虐待に当たるか否かについては、県等の担当部局に積極的に照会するなどし、事実の特定に当たること。

(2) 地方公共団体の担当部局との連携の強化

県等の担当部局との情報交換による事案の把握に努めるとともに、事案発生時における対象動物の保護にかかる迅速な対応を念頭に置いた連携の強化を図ること。

特に、県等の担当部局から協力を求められた場合には、必要に応じトラブルの発生を防止するため、警戒活動等の所要の措置を講ずること。

なお、環境省において、都道府県等に対し、警察との連携を含めた通知文「動物の愛護及び管理に関する法律等の一部を改正する法律の施行について」（令和2年5月28日付、環自総発第2005281号）を発出しているため、その写しを添付する。

4 その他

新旧対照表、官報の写しを添付する。

担当：保安課指導係